

次期行政経営方針の策定について

1 背景

- 県財政の状況は、一旦、厳しい状況を脱していたが、地方の一般財源総額が実質的に伸びない中、歳出面では、社会保障関係費が増加し、また、地方創生や公共施設の老朽化対策などの課題への対応、さらには国体・全国障害者スポーツ大会の検討の具体化等により、今後、再び厳しい局面が予想される。(⇒資料 2 - 5 参照)
- 平成 27 年 8 月 28 日付け総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」により、厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、地方公共団体におけるより積極的な業務改革の推進が求められている。
- 現在取組を進めている行政経営方針の計画期間が平成 30 年度をもって終了する。



次期行政経営方針を策定し、行政経営上の課題に的確に対応

2 意義

滋賀の未来を見据えた重点的な施策の展開に向けて、行政経営上の課題に的確に対応するため、次期行政経営方針により、今後の行政経営の基本的な考え方とそのための具体的な取組を示す。

3 検討の進め方（案）

行政経営改革委員会 ⇒ 具体の検討スケジュールは裏面のとおり

- 県からの諮問を踏まえ、行政経営改革委員会において必要な審議を行い、次期行政経営方針についての答申を行う。
- 答申にあたっては「行政経営方針策定作業部会」を設置し、同部会において次期行政経営方針についての調査審議を行う。



答申

県

- 行政経営改革委員会の答申を踏まえて、原案を作成し、県民政策コメントを経て、次期行政経営方針を策定する。
- 次期行政経営方針で示した基本方針に基づき、具体的な取組項目を内容とする実施計画を策定する。

諮問を受けた行政経営改革委員会のスケジュールについて

時期	行政経営改革委員会		県
		行政経営方針策定部会	
平成29年度	12月	第1回 12/25 (諮問)	
	1～2月	第2回(1月下旬～2月) ・県の行政経営の現状分析や課題についての整理 ・現状分析等を踏まえた方向性についての意見交換	
	3月		第1回(3月下旬) ・方針における取組の方向性についての整理
平成30年度	5月		第2回(5月) ・中間まとめ(案)の検討
	6月	第3回(6月) ・中間まとめの検討	
	7月		第3回(7月下旬) ・答申(案)の検討
	8～9月	第4回(8～9月) ・答申(最終案)の検討	
	10月	答申	・行政経営方針(案)の作成 ・県民政策コメントの実施
	3月	行政経営方針・同実施計画の報告	行政経営方針・同実施計画の策定

※県議会(行財政・働き方改革特別委員会)へは、適宜、報告を行うものとする。